

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年12月23日

兵庫県知事 殿

兵庫県たつの市龍野町富永702番地1
龍野商工会議所
会頭 頃安 雅樹

兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市長 山本 実

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：藤原 洋二郎

(別表1)

事業継続力強化支援計画

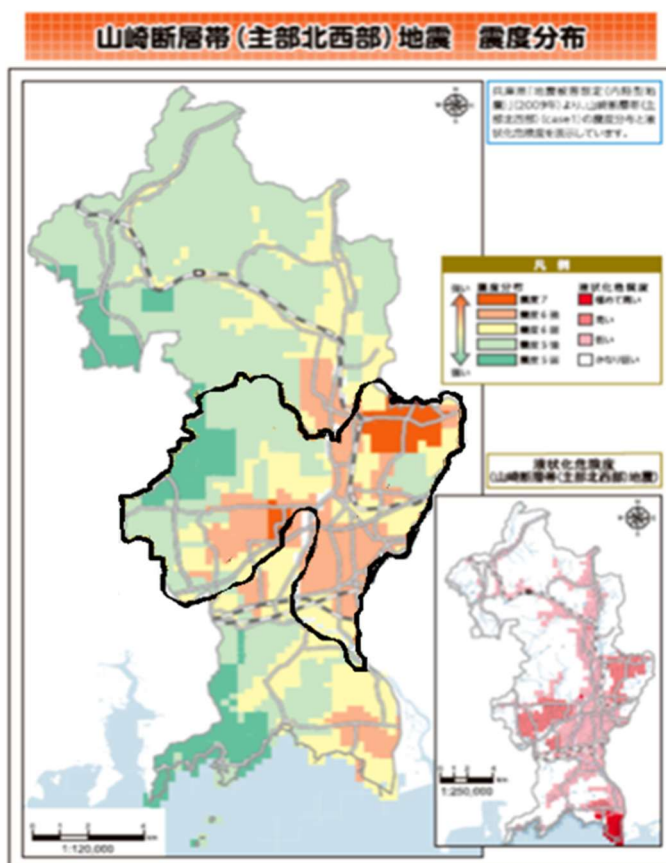
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地震災害の危険性

兵庫県内には六甲断層帯、有馬高槻断層帯、山崎断層、中央構造線淡路南縁断層帯など多くの活断層が分布しており、1995年の兵庫県南部地震は、こうした活断層が大きな災害をもたらす危険性について、一般にも強く認識させるところとなっている。
なお、本市域において大きな影響が予想されるのは、山崎断層である。山崎断層については、「新編日本の活断層」では、岡山県北部～兵庫県東南部にかけての6つの活断層（大原、土万、安富、暮坂峠、琵琶甲、三木の活断層）をまとめて、山崎断層（系）と称している。被害については、下図に示すとおり一級河川揖保川以東の本市東部や、南部において揺れが大きくなるものと想定されている。



※黒字で囲んだ範囲内を龍野商工会議所管内とする

(出典：たつの市ハザードマップ)

【想定される地震と被害の特徴】

地震調査推進本部の地震調査委員会における活断層及び海溝型地震の長期評価結果に基づき、兵庫県内に大きな影響が予想される地震のうち、現時点での発生可能性を考慮して、南海トラフ地震、山崎断層帯地震の地震規模と発生確率は、以下のとおりである。

＜想定される地震の規模と発生確率＞

地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震	M8～M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度
山崎断層帯地震				
主部（南東部）	7.3程度	ほぼ0%～0.01%	ほぼ0%～0.02%	0.002%～0.05%
南部（北西部）	7.7程度	0.09%～1%	0.2%～2%	0.4%～4%
草谷断層帯	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%

地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（平成27年1月1日）

※本管内は、山崎断層帯地震南部（北西部）に位置している。

各地震の被害の特徴を以下に示す。

南海トラフ地震

南海トラフ地震は、これまでのパターンから考えて、21世紀前半に発生する可能性が極めて高く、平成13年兵庫県が発表した、津波災害研究会の調査結果によると、1854年の安政南海地震（M8.4）を基本地震とし、発生した場合、長時間（1分以上）揺れが継続し阪神南地域では5弱以上、特に南部では6弱の震度に達すると予想され、高層建築物への影響や埋立地等での液状化現象が危惧される。

また、地震による津波は、南あわじ市の沿岸では地震発生後44分で津波の第1波が到達し、その最高津波水位はT.P+8.1mが予想される。瀬戸内海沿岸である本市南部に位置する御津地区においても地震発生後120分でT.P+2.3mの津波が予想され、陸域の沈降と河川・海岸等の構造物が地震動による沈下、水門・陸閘等は常時閉鎖の施設以外が開放状態とした場合は、259haの浸水区域面積が想定されている。

山崎断層帯地震

貞観10年（868年）8月3日10時ごろ播磨地方に大地震が発生した。

堂塔伽藍コトゴトク倒ル”との記載が三代実録にあるが、その被害分布から震源は播磨の国府（姫路市）辺りで、おおむねマグニチュード7とされている（播磨の大地震）。1979年、旧安富町における断層を掘削（トレンチ）した結果では、播磨大地震の震源は山崎断層であったと推定されている。868年の地震以前の活動もあったらしいが、年代判定は困難とされている。

これらから、山崎断層帯のおおよその活動周期も、1,000年～5,000年の幅を有すると考えられている。山崎断層帯では、この868年の播磨の地震以後、M7級の地震は発生しておらず、既に1,100年を経過している。その意味では警戒が必要である。

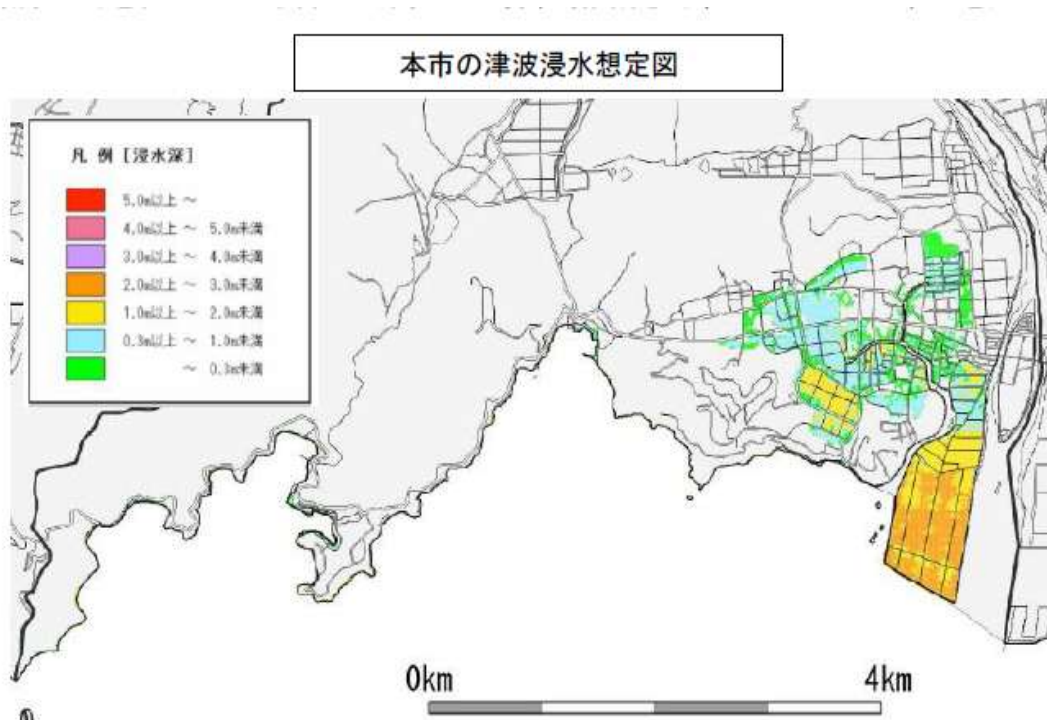
平成7年の兵庫県南部地震直後から山崎断層帯周辺の微小地震活動が活発化している。この原因は、兵庫県南部地震で六甲～淡路の断層系がずれたために周辺地域の応力分布に増減が生じたとする考えがある。これとは別に地殻ブロックの相互の働きによるとの考えもある。山崎断層帯地震は、震源地付近では震度7に達することもあり得る内陸直下型地震で、その場所が臨海部に近いほど播磨地域を中心としてかなりの数の家屋倒壊や火災の発生、ライフラインなどへの大きな被害の発生が予想される。

② 津波の危険性

兵庫県南部では、南海トラフ地震、南米太平洋沿岸沖及び、カムチャッカ半島付近の地震による津波の影響を受ける可能性がある。

津波は、紀伊半島南端から紀伊水道を北上し、大阪湾に到達するまでには波高がかなり減少する。その状態は、震源が沿岸に近い地震と遠い地震でやや異なり、後者では減少の程度が小さい。

しかしながら、平成 23 年に発生した東日本大震災の教訓から、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定するものとし、中央防災会議の検討結果を踏まえて、兵庫県が想定した最大クラスの地震・津波による「津波浸水想定図」では、本市沿岸に到達するまでに要する時間が 120 分、最高津波水位が T.P. +2.3m、と想定されているが、本管内においての浸水は予想されていない。



出典：兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定 平成 26 年 6 月

③ 風水害の危険性

風水害の被害想定としては、本市の過去における災害、特に昭和 51 年 9 月の台風第 17 号、平成 2 年 9 月の台風第 19 号及び、平成 16 年 9 月の台風第 21 号による災害を参考とする。

また、近年では、予測できない集中豪雨が頻発し、全国的にも 30 年前と比較すると、猛烈な雨 (80 mm/h) が降る回数が約 1.6 倍に増加している。本地域においては過去に甚大な被害発生する事態に至る風水害は発生していないが、100年に1度の風水害を想定した本市のハザードマップによれば平坦部の大半が浸水するおそれがある。したがって、近年の異常気象によるゲリラ豪雨等を考慮して最大限の注意を払う必要がある。

④ 山地災害の危険性

本市は山地が市域の約43%を占め、地形は急峻で不安定な地質条件のところが多く、風水害、地震等によって引き起こされる自然災害（山腹崩壊、崩壊土砂流出、急傾斜地の崩壊、土石流危険渓流等）については人的、物的に被害を受けるおそれがある。

(2) 新たなリスク

① 新型コロナウイルス感染症などの未知の感染症流行リスク

世界的に広がった新型コロナウイルス（COVID-19）をはじめ、多くの人が免疫を獲得していない新型コロナウイルス感染症が流行した場合、行動制限や学校閉鎖、店舗・企業の営業停止などの多大な社会的影響を及ぼす可能性がある。

新型コロナウイルスが引き起こす病気が重症化する場合、特定の集団（高齢者、持病を持つ人、免疫力が低い人など）にとって特に危険である。

また急速に感染が広がると、医療システムが過負荷となり、必要な医療サービスが提供できなくなる可能性があり、通常医療の提供が妨げられることにつながる。

② 情報システムに関するリスク

AI・RPAシステムといった、デジタル技術の活用が進む中、ソフトウェアやハードウェアに存在する脆弱性が悪用され、外部からの悪意ある攻撃により、システムが損傷を受けたり、情報の漏えいにつながるリスクがある。

またデジタル化の急速な発展により、情報技術を使いこなせる人とそうでない人の間に生じる情報格差（デジタルデバイド）も問題となっている。

(3) 商工業者の状況

- ・商工事業者数 1,627人
- ・小規模事業者数 1,282人

	商工業者数	小規模事業者数
龍野商工会議所管内事業所数	1,627	1,282
建設業	185	183
製造業	332	267
卸売業、小売業	435	294
飲食店	109	79
洗濯・理容・美容・浴場業	112	103
その他の事業者	454	356

龍野商工会議所の管轄区域内は、全国トップシェアを誇る「淡口醤油」、手延素麺「揖保乃糸」「皮革」があり、揖保川流域、林田川流域との両川沿いにこれらの地場産業を中心とした商工業者が事業を営み、大手の進出企業を中心に製造業においても両川沿いに工業団地を形成している。管内西部の揖西地区では、山陽自動車道龍野西インター周辺に物流拠点や播磨龍野企業団地が整備されている。

商業においては、JR本竜野駅周辺の川東地区に大型店や飲食小売店が集積し、国道2号線、国道179号線、県道姫路上郡線等の幹線道路沿いに大手量販店やチェーン店が立地している。また、重要伝統的建造物群保存地区に選定された川西地区は、町屋を改造した飲食小売店が増加している。したがって、たつの市防災マップにおいても大雨による浸水被害が予想される流域に商工業者が多い状況である。

(4) これまでの取組

① たつの市の取組

・防災計画の策定

たつの市、たつの市民の防災指針として「たつの市地域防災計画」、「たつの市水防計画」策定をしており、毎年1回「たつの市防災会議」により計画の見直しを行っている。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、従来あれほどの大地震を想定しておらず、事前に十分な対策が講じられていなかったために、被害の拡大を食い止めることができなかった面もある。そのため、これらの教訓を踏まえ、災害に対する備えや災害発生時の対応のあり方を再点検し、市その他の防災関係機関さらには関係団体や市民の防災上の役割を明確にするなど、より実践的な指針となるよう、現行の計画を事象ごとに見直しを行っている。

・防災訓練の実施

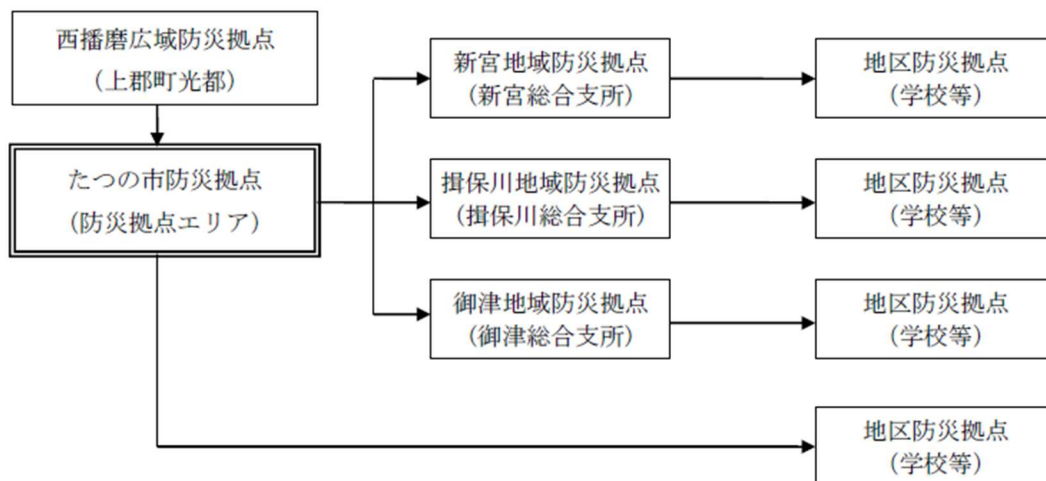
地域防災拠点に位置付けられた拠点ごとに、自主防災組織、たつの市、たつの市消防団を始めとした関係機関参加の下、毎年防災訓練を実施している。

・たつの市防災拠点

市役所、西はりま消防組合、中川グランドなどの施設と周辺地域と一体的に防災拠点エリアとして位置づけ危機管理体制を整えている。なお、龍野地域については防災拠点の管内とする。

・地区防災拠点

災害時において地域の救援、救護、復旧活動の拠点となる新宮・揖保川・御津総合支所を地区防災拠点として位置付ける。



また、日常時は、コミュニティ形成の場であるが、緊急時には市民の避難と救援の拠点として機能する学校施設、公民館、公園などの施設を地区防災拠点に位置付ける。

「自らの命、自らのまちは自らが守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、市民による自己備蓄や消火・人命救出活動等への協力を促すほか、地域の自主防災組織の育成を強化するなど、市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取組を推進し、市民参加による防災体制の確立を図る。

その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画の修正や避難所運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進し、障害者、高齢者等の参画についても促進する。

・防災備品（食料、生活必需品等の調達・供給）の備蓄

【食料品、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達方針】

大規模災害時には、発災後3日間、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。

方針については、県地域防災計画において食料の備蓄は、下表のとおり計画されているため、これを踏まえ備蓄・調達の方針を定める。

食料、飲料水及び生活必需品等は、県による備蓄、事業者による流通備蓄、市民の備蓄、市の備蓄により、確保を図る。

■兵庫県地域防災計画の食料の備蓄方針

	県民による備蓄	行政による備蓄	
		市町	県
コミュニティ域又は小中学校区レベル	1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	—
市町域レベル	—	被災者の1日分相当量 (現物・流通在庫備蓄)	—
広域レベル	—	—	被災者の1日分相当量 (現物・流通在庫備蓄)
合計	3日分	2日分	1日分

【食料、生活必需品等の調達方針】

食料

1	目標数量	<ul style="list-style-type: none"> 市民及び事業所は、3日分の食料を備蓄する。 市は、避難者（山崎断層帯地震発生時の想定避難者数9,942人）の2日分を現物備蓄（内1日分は流通備蓄を確保）する。
2	品目	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄品目は、アルファ化米、乾パン、飲料水及び非常食等とする。 調達品目は、パン、おにぎり、缶詰、弁当、育児用調整粉乳、流動食等とする。ただし、品目によっては、幼児、女性、避難行動要支援者等対象者や用途を考慮する。
3	方法	<ul style="list-style-type: none"> 市は、防災拠点、地域防災拠点に備蓄する。 市は、食料の調達について、県とともに他の自治体との広域応援協力体制を整備する。 量販店と協定を締結し、流通備蓄の確保に努める。

生活必需品

1	目標数量	<ul style="list-style-type: none"> 原則、食料の目標数量に準ずる。 市は、品目によっては、幼児、女性等対象者や用途を考慮して数量を見積る。
2	品目	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄品目は、毛布、ブルーシート、懐中電灯等とする。 調達品目は、ほ乳瓶、生理用品、紙おむつ（大人用、小児用）、下着、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、乾電池等とする。ただし、品目によっては、幼児、女性、避難行動要支援者等対象者や用途を考慮する。
3	方法	<ul style="list-style-type: none"> 原則、食料の方法に準ずる。

食料、生活必需品等の管理・配布体制の整備

1	食料及び生活必需品等の受取に関する方法を定め、市民に周知
2	食料、生活必需品等の搬送、管理及び配布の手順を計画し、マニュアルを作成

【応急給水】

飲料水の確保計画

市は、災害のために、飲料水又は医療用に適する水を得ることが出来ない者に対し、災害発生から3日以内は、1人1日3リットル供給することを目標とし、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置や備蓄倉庫への飲料水の確保等に努める。

応急給水用資機材の備蓄・調達

災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の低下に備え、資機材は分散して管理し、速やかに応急給水ができるようにする。

給水体制の整備

緊急貯留システム・給水拠点の整備については、施設の復旧回復までの間、必要な応急給水のための、緊急時の給水拠点、運搬給水拠点、応急給水栓を整備する。

1	短期的対策	地区防災拠点等に、緊急給水拠点として「飲料水兼用耐震性貯水槽」を設置
2	中長期的対策	配水池に緊急遮断弁を整備し、水の確保を図るとともに、応急給水栓として活用できる消火栓を整備

- ・感染症流行リスクに対する行動計画の策定
行動計画及び予防体制、地域経済の安定に関する措置をまとめた、「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定。感染拡大の抑制と、市民の生命及び健康を保護することと、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的として対策を講じていく。

【各発生段階における対策】

未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に必要な物資の量、生産、物量の体制を踏まえ、市の備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物量事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品の確保、配分・配布の方法について検討を行う。 ・市の業務継続計画を策定する。
海外発生期 ～ 県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しては食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう要請する。 ・市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。 ・必要に応じ、生活相談や市民サービスについての問い合わせに対応する電話相談窓口を設置する。 <p>緊急事態宣言が行われている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者である市は、それぞれその行動計画または業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。 ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ・サイバーセキュリティに関するリスクへの対策
サイバー攻撃対策では、システムにウイルス対策ソフトを導入、OS・ソフトウェアの更新、パスワードの適切な管理などの対策を周知する必要がある。
また、兵庫県警と連携した注意喚起や、情報提供、対策の必要性を周知する。

② 龍野商工会議所の取組

- ・事業継続計画普及促進資料等を活用した巡回指導
- ・BCP 策定支援セミナーの実施
- ・龍野商工会議所内防災訓練の実施
- ・地区振興委員会、各業界団体、商店街等との連携による情報収集体制の構築
※管轄エリアを6地区に分け、龍野商工会議所と事業者のパイプ役として各地区2名の地区振興委員を配置している。
- ・新型ウイルス感染症発生時の最新の情報や感染防止対策等について会報や感染症専門医を招いてのセミナーや事業所訪問を通して事業者への周知・指導を実施。
- ・サイバー攻撃の対策については、兵庫県警と連携したサイバーセキュリティセミナーの開催や、会報・ホームページによる周知を実施。

II 課題

現状は、緊急時の対応については龍野商工会議所内の防災体制にとどまっており、発災時の商工業者の状況把握やたつの市との被害情報共有について具体的な体制が整備されていない。

加えて、BCP 策定に対して小規模事業者は認識が低い、そのような小規模事業者に BCP 策定の必要性を周知し続ける必要がある。また、BCP 策定指導を行う指導員のレベルアップも必要である。感染症対策については、管内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスク対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

サイバー攻撃対策においては、攻撃を受けていることにも気づかず、知らない間に個人情報抜き取られシステムにアクセス制限がかけられ身代金を要求される等のケースもあるため、ウイルス対策ソフトを導入する、OS やソフトウェアを最新の状態にしておく、パスワードは長く複雑にし使いまわさない等の対策の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・ 地区内の小規模事業者に対し巡回経営指導時に、たつの市防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の発生リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、龍野商工会議所とたつの市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援が行えるよう組織内における体制、たつの市等関係機関との連携体制を行い、実行に結び付けることを目標とする。

IV 成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
1,627 人	1,282 人	R7	4	2
		R8	4	2
		R9	4	2
		R10	3	1
		R11	4	2

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・龍野商工会議所とたつの市との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

①事前の対策

下記対策を年2回開催している商工行政連絡会（構成員：龍野商工会議所とたつの市）において、状況確認や改善点等について協議する。

【商工会議所】

1) 小規模事業者等に対する災害リスクの認識に向けた周知

- ・会報（毎月）やホームページなどにおいて、国の施策案内やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む管内小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、たつの市防災マップなどを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について情報提供及び説明を行い、リスク診断の実施や必要な保険の普及に努める。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者等に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定セミナーを年1回実施し、実効性のある取組の推進や、効果的な訓練、感染症拡大時への備え、サイバー攻撃対策等について指導及び助言、損害保険の紹介等を実施する。
- ・水害の恐れが高い川西地区や揖保町南部地区の事業者に対し、龍野町並み保存会や松原皮革協同組合等と連携し災害リスクについての情報提供を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症発生時に関しては、最新の正しい情報や感染防止対策について会報（毎月）やセミナーを通して周知するとともに、感染症対策につながる支援を実施する。
- ・サイバー攻撃の対策については、兵庫県警と連携したサイバーセキュリティセミナーの年1回開催や、会報・ホームページ・メールマガジン等において、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

2) 商工会議所自身の職員向け研修と事業継続計画の運用・不断の見直し

- ・龍野商工会議所自身の、事業継続計画を必要に応じて見直す。
- ・事業者BCP策定指導を行う指導員向け研修を隔年に一回実施する。

3) 連絡体制の構築

- ・正副会頭を含む役員・議員企業、地区振興委員、各業界団体、商店街等との連絡体制を構築する。

4) 関係団体との連携

- ・関係団体と連携し、情報共有を図る。

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。

【たつの市】

- 1) 広報、ホームページなどにおいて市の施策案内やリスク対策について啓発する。
- 2) 事業者を含めた市民に対して、災害リスクについての説明会等を行う。
- 3) 事業者を含めた市民に対して、防災訓練を行う。

②発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で進める。

1) 初動対応

- ・発災後すみやかに職員の安否確認を行った上で、市災害対策本部と龍野商工会議所との間で相互に連絡をとり市全体の被害状況を共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、手に触れる物の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行時には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、たつの市における感染症対策本部設置により発出される感染症情報に基づき、たつの市と龍野商工会議所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

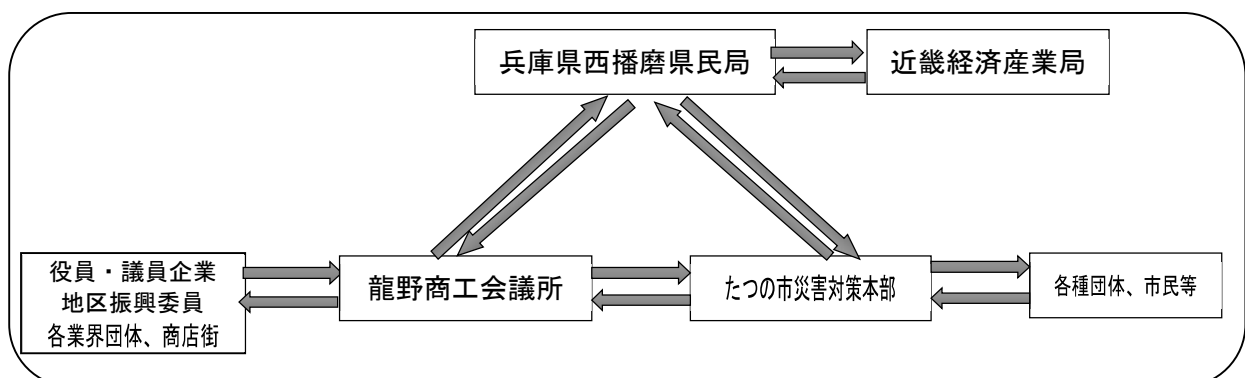
- ・龍野商工会議所とたつの市との間で、被害状況の確認ができ、市の人命救助・避難者対応、当所の被害額算定等の一次対応ができたのちに被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・兵庫防災ネットからたつの市の状況について情報を収集し、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を龍野商工会議所とたつの市で共有する。
- ・本計画により、龍野商工会議所とたつの市は発災後の一次対応ができたのちに以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後一次対応終了後～2週間	1日に1回共有する
2週間～4週間	2日に1回共有する
1か月～2か月	1週間に1回共有する

③発災時における情報共有

- ・龍野商工会議所とたつの市は被害状況の確認や被害額(合計、建物、設備、商品等)について相互に情報収集に努めるものとし、収集した情報については兵庫県西播磨県民局を加えた三者で情報共有する。

事業者や各地区の被害状況について、会員事業者や当所が管内12地区に設置している地区振興委員に対してメールや電話、行動等可能な手段により聞き取り調査を行う。



④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 龍野経済交流センターが被災した場合は、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・ 必要に応じて特別相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

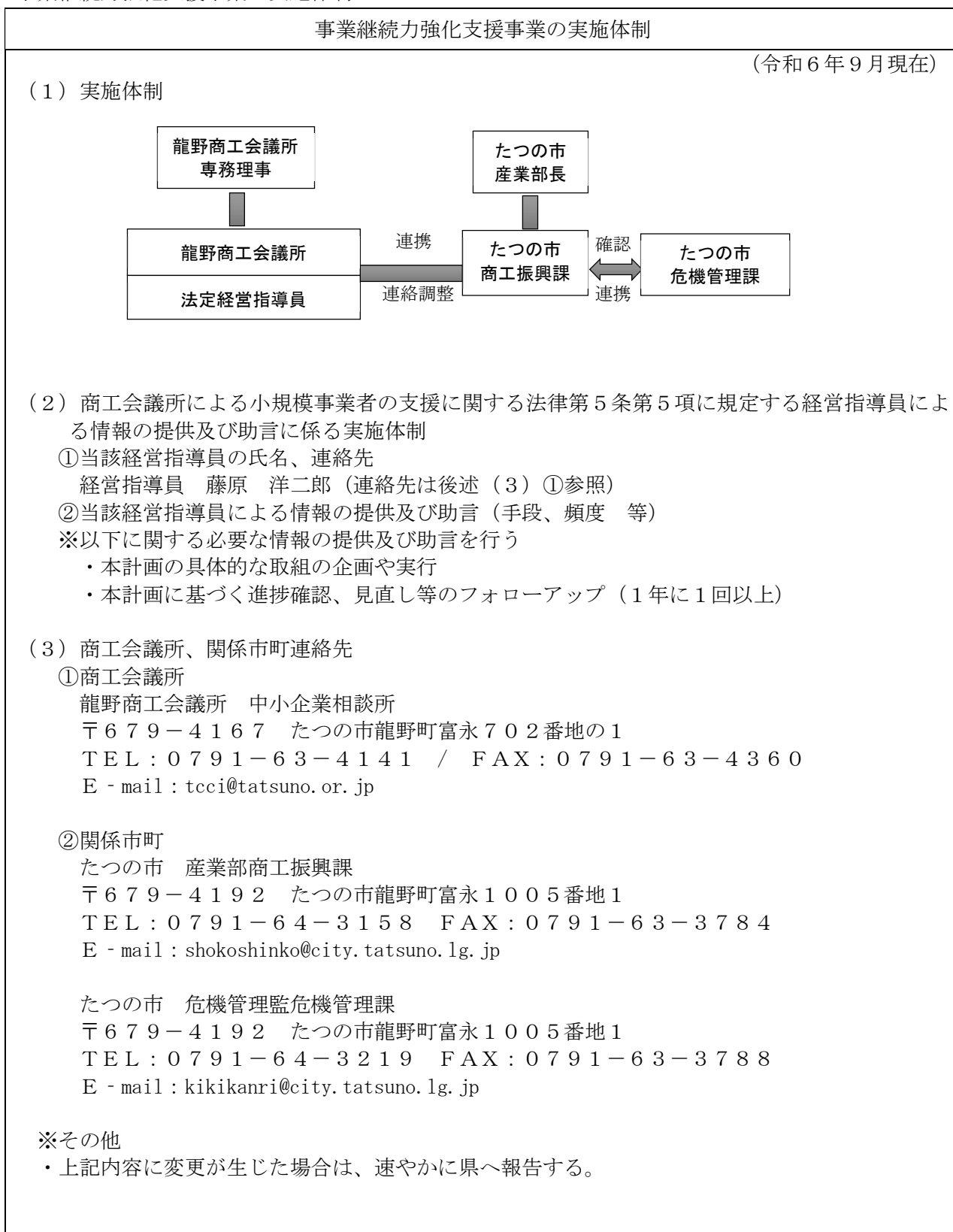
- ・ 兵庫県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、当所職員だけで対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を兵庫県商工会議所連合会に依頼する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	400	350	400	350	400
・専門家派遣	100	100	100	100	100
・職員研修費	50		50		50
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
商工会議所（会費収入、事業収入、兵庫県補助金等）

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

